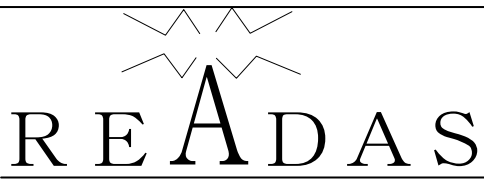


第 5266 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 7月13日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 国境を越えた役務の提供に係る消費税の見直し

Q：国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直しがされるとか。どのようなものですか？

A：平成27年10月から次のようになります。

【解説】

改正の概要は、次のとおりです。

① 電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直し

電子書籍・音楽・広告の配信などのインターネット等を介して行われる役務の提供は、国内、国外いずれから提供を行っても、国内に住所等を有する者に提供する場合は国内取引となります。

② リバースチャージ方式の導入

国外事業者が行う電気通信利用役務の提供については、「事業者向け電気通信利用役務の提供」とそれ以外のものとに区分することとされ、事業者向け電気通信利用役務の提供については、国外事業者から役務の提供を受けた国内事業者が、「特定課税仕入れ」として、申告・納税を行い、それ以外のものについては、これまでどおり役務の提供を行った事業者が申告・納税を行うこととなります。

③ 国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の「消費者向け電気通信利用役務の提供」の取扱い

国外事業者から提供を受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」については、当分の間、仕入税額控除ができないこととされています。

